

【介護付有料老人ホームはさま ご入居料金表】

◆生活保護受給者◆

平成30年4月1日より適用

敷金	223,600円	退去時に居室の原状回復費用及び債務・修理代・滞納家賃・滞納利用料を除き返還いたします。
介護保険自己負担分	要介護1～5	介護扶助より負担されます
家賃	43,000円/月	
水道光熱費	12,000円/月	
管理費	14,000円/月	
食費	45,430円/月	
合計	114,430円	

※1ヵ月に満たない期間の場合は、1ヵ月を暦日で日割り計算した額とします。(家賃・水道光熱費・管理費)

※入院した場合、入院期間中は家賃のみ発生します。

※5日前までに欠食届を提出された場合は、欠食した分の食事代を除きます。
(朝食…300円/昼食…550円/夕食…650円)

上記以外は食事をしなかった場合でも通常通り食事代が発生いたします。(例えば、欠食届を出さずに当日食事をキャンセルした場合など)

【その他費用】

理美容…カット:1,950円 パーマ:6,480円 カラー:6,480円 顔そり:550円

新聞購読料・嗜好品など…実費 医療費…医療扶助

おむつ代…月額の上限度額以内であれば助成されます。超えた分は実費負担

【個別介護による追加サービス】

協力医療機関以外受診の付き添い	1,000円+税/1時間あたり職員1人付き添いにつき ※1時間越えの10分の延長につき 200円+税 ※午後7時30分～午前7時00分の間は、1,500円+税が加算(夜間早朝加算) 救急搬送以外の移動手段は、タクシーまたは介護タクシーとする。 交通費は一旦全額自己負担とし、後日生活支援課に申請を行い全額払い戻しを受ける。 駐車場代は実費。
外出付き添い	1,000円+税/1時間あたり職員1人付き添いにつき ※1時間越えの10分の延長につき 200円+税 付き添い時間は往復で2時間を上限とする(外出時間は午前10時～午後4時の間とする) 車を使用される場合は、タクシーまたは介護タクシーを使用とし、使用料は自己負担とする。 駐車場代は実費。 歩行での付き添いの場合は、200円+税/10分 職員1人付き添いにつき
買い物代行	職員が家族などに代わって買い物を代行した場合 300円+税/回

【各種介護保険加算】

※当月に該当する項目のみ加算されます。 ※介護扶助より負担されます。

加算項目と単位数	料金	算定要件など
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算率:8.2%	1ヵ月の総単位数×8.2%=当月の介護職員処遇改善加算の単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	加算率:6.0%	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てるもの 1ヵ月の総単位数×6.0%=当月の介護職員処遇改善加算の単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	加算率:3.3%	1ヵ月の総単位数×3.3%=当月の介護職員処遇改善加算の単位数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位/日	19円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位/日	13円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位/日	7円/日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日	7円/日	利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合
医療機関連携加算 80単位/月	85円/月	看護師が利用者ごとに健康状況を継続的に記録し、当該利用者の同意を得て、協力医療機関または利用者の主治医に対して当該利用者の健康状況について月に1回以上情報提供した場合
夜間看護体制加算 10単位/日	11円/日	常勤の看護師1名以上配置し、病院などと連携を図り24時間の連絡体制や健康上の管理体制を確保している
退院・退所時連携加算 30単位/日	32円/日	医療提供施設を退院・退所した利用者を受け入れること ※入居から30日以内に限る
個別機能訓練加算 12単位/日	13円/日	理学療法士など機能訓練指導員による機能訓練をする場合(個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づき、機能訓練を実施)
生活機能向上連携加算 100単位/月 または 200単位/月	106円/月 または 211円/月	1. 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療機関提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が訪問し施設職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること 2. 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月
栄養スクリーニング加算 5単位/回	6円/回	利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む)を介護支援専門員に文書で共有した場合 ※6月に1回を限度とする
口腔衛生管理体制加算 30単位/月	32円/月	1. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合 2. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること
入居継続支援加算 36単位/日	38円/日	1. 介護福祉士の数が、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること 2. たんの吸引等を必要とする者の占める割合が利用者の数の15%以上であること
若年性認知症入居者受入加算 120単位/日	127円/日	受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること
認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日	4円/日	1. 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という)」の占める割合が、入居者総数の1/2以上 2. 認知症介護実践リーダー研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増やすごとに1名以上を配置 3. 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行うこと
認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日	5円/日	1. 認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 2. 介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は予定している
看取り介護加算 1280単位/日 ※死亡日	1350円/日	1. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
看取り介護加算 680単位/日 ※死亡日の前日及び前々日	717円/日	2. 利用者又はその家族等の同意を得て、当該利用者の介護に係る計画が作成されていること。
看取り介護加算 144単位/日 ※死亡日以前4日以上30日以下	152円/日	3. 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。